

別表第二（第十四条関係）

A		火	爆	火 工 品													
				工業雷管	電気雷管	導火管付き雷管	左記以外のもの	信管（捕鯨用を除く。）	捕鯨用信管	実包・空包	導爆線・制御発破用コード	爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等でさく菓の装てんされているもの（焼い剤を用いたものを除く。）	煙火	左記以外の煙火	を用いたものを除く。 左記以外の火工品（焼い剤）		
B		薬	薬														
		火		薬	○	○				○	○	○	○	○			○
爆		薬	○	○						○	○	○				○	
火	工業雷管 電気雷管 導火管付き雷管	特別の容器に収納されたもの	○	○						○	○	○				○	
		上記以外のもの			○	○	○	○	○	○	○	○				○	
信 管	信 管	信管（捕鯨用を除く。）			○	○				○	○	○				○	
		捕鯨用信管	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	
工	実 包・空 包	実 包・空 包	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
		導爆線・制御発破用コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
品	爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等でさく菓の装てんされているもの（焼い剤を用いたものを除く。）		○	○						○	○	○				○	
		煙 火	クラツカーボール・引き玉													○	
			上記以外の煙火	○												○	
上記以外の火工品（焼い剤を用いたものを除く。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
<p>備考</p> <p>1 ○印は、A欄に掲げる当該区分の火薬類とB欄に掲げる当該区分の火薬類とを混載できるものであることを示す。</p> <p>2 3種類以上の火薬類を混載する場合には、それぞれの火薬類相互がこの表によつて混載できるものでなければならない。</p> <p>3 特別の容器とは、第12条第2項の規定による告示で定める特別の容器をいう。</p> <p>4 特別の容器に収納された工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と混載できる火薬又は爆薬の総量は、火薬4.5トン以下又は爆薬2.25トン以下とする。（火薬と爆薬を混載する場合は、火薬2トンと爆薬1トンの割合で換算し、混載する量が爆薬2.25トン以下とする。）</p>																	